

議案第4号

輪島市学校評議員規則の一部改正について

輪島市学校評議員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月27日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉岡 邦男

輪島市学校評議員規則の一部を改正する規則

輪島市学校評議員規則(平成18年輪島市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「4人以内」を「3人」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、輪島市教育委員会が特に認めるときは、2人とすることができる。

第5条に次の1項を加える。

- 3 当該学校の学校評議員は、当該学校以外の学校の学校評議員と兼ねることができない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

輪島中学校開校を機に、輪島地区及び門前地区における小中学校の学校評議員数の調整を図るため。

議案第 5 号

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を次のとおり変更することについて、承認を求める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画別表第 1 建築物に次のように加える。

149	250	主屋	1 棟	黒島町 ハ 49
-----	-----	----	-----	----------

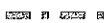

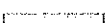
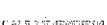
輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画別図第 2 伝統的建造物(建築物)の位置及び範囲図を別紙のように改める。

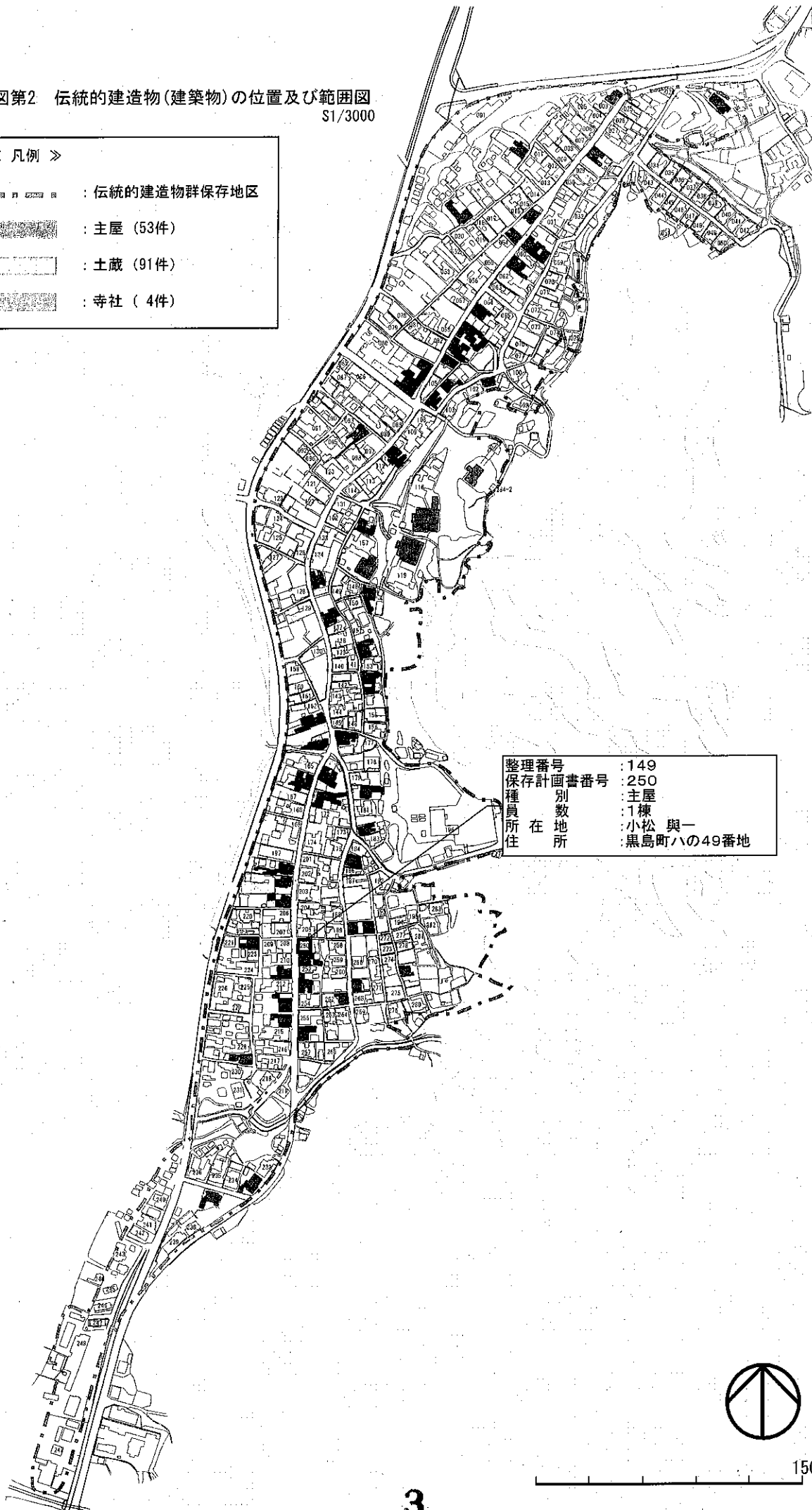
提案理由

当該建築物が建築後 50 年以上を経過し、黒島地区内の伝統的な住宅建築に見られる特徴的な構造形式を有していることにより、伝統的建造物群を構成する伝統的建造物として特定するため。

別図第2 伝統的建造物(建築物)の位置及び範囲図
S1/3000

《 凡例 》

	: 伝統的建造物群保存地区
	: 主屋 (53件)
	: 土蔵 (91件)
	: 寺社 (4件)



整理番号	: 149
保存計画書番号	: 250
種別	: 主屋
棟数	: 1棟
所在地	: 小松 與一
住居	: 黒島町ハの49番地



150m